

堺個審答申第123号  
(答申第162号)  
令和6年1月25日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市個人情報保護審議会  
会長 矢 口 智 春



## 答 申

令和6年1月16日付け堺国保第3339号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

### 記

審議案件	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の再評価に対する第三者点検について
分類	特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項の第三者点検 <関係法令> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価指針第6_2(2)【特定個人情報保護評価（重要な変更）】
担当課	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課
審議日	令和6年1月19日（第215回）

## 審議結果

### 審議会の結論

堺市長が令和6年1月16日付で特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項に基づき諮問した国民健康保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の再評価に対する第三者点検について」は、特定個人情報保護評価指針に基づき点検を行った結果、特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、同評価書の記載内容は妥当であると認める。